

出水市病院事業人事給与就業システム調達に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

本要領に定める出水市病院事業人事給与就業システム調達に係るプロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）は、システム全般に関して、適正な企画力、技術力、実施体制及び実績をもった事業者を広く募集し、これまでの実績や企画力等を総合的に評価して最適な事業者を選定することを目的とする。

2 業務名

出水市病院事業人事給与就業システム調達

3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務場所

出水総合医療センター事務部総務課

6 事業上限額

25,700千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

7 事業担当課

出水総合医療センター事務部総務課総務係

8 参加表明等の提出先

〒899-0131

出水市明神町520番地

連絡先 電話 0996-67-1611（内線1230）

FAX 0996-67-1661

電子メールアドレス soumu1@hospital-city.izumi.kagoshima.jp

9 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たして

いることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書等の提出期限において、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱（平成 20 年出水市告示第 69 号）第 4 条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。
- (3) 公告日から契約締日までの間に、出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 20 年出水市告示第 70 号）第 3 条の規定に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでなく、財政状況及び損益状況が良好であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始若しくは、更正計画又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）ではないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。（以下「暴対法」という。））第 2 条の暴力団をいう。）、暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員等でないこと。
- (7) 本企画提案において、参加者又は構成員として、複数の参加申込みをしていないこと。
- (8) 公租公課に未納がないこと。

10 実施スケジュール

	項 目	日 程	備 考
1	公募開始	8 月 7 日（金）	当院ホームページ

2	参加表明書の提出期限	8月14日(金)	
3	質問書の受付期限	8月20日(木)	電子メール 又はFAX
4	質問への回答期限	8月27日(木)	随時回答するが、回答 期限を示したもの。
5	企画提案書等の受付期限	9月2日(水)	
6	第1次審査(書類審査)	9月4日(金)	(予定)
7	第2次審査	9月11日(金)	(予定)
8	審査の結果通知・公表	9月18日(金)	電子メール
9	契約締結	9月25日(金)	(予定)

※スケジュールは変更になる場合があります。

1.2 実施要領等の配布

実施要領、参加表明書等の様式は、当医療センターホームページからダウンロードすること。

1.3 参加表明等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、提出期限までに参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 参加資格審査調書(様式2)

(2) 提出期限 令和8年8月14日(金) 午後5時

(3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留)

郵送の場合は、提出期限までに担当部署へ到着したものに限り。

※直接持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除

く午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出先 出水総合医療センター事務部総務課総務係

1 4 質問の受付期限及び回答

(1) 質問書の受付

ア 提出書類 質問書（様式3）

イ 提出期限 令和8年8月20日（木）午後5時

ウ 提出方法 電子メール

(soumul@hospital-city.izumi.kagoshima.jp) 又はFAXで提出すること（提出後は必ず8参加証明等の提出先へ電話連絡すること。）。

(2) 質問への回答

ア 回答期限 令和8年8月27日（木）午後5時

※ 回答は随時行うが、最終的な回答期限は上記のとおり

イ 回答方法 当医療センターホームページで回答する。

1 5 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書(様式1)とは別に、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案届出書（様式4）

イ 見積書（様式5）

別紙「仕様書」を満たす費用を対象とする（見積金額に消費税は含まない。）。

ウ 提案書（任意様式）

仕様書等の記載内容を十分に理解した上で作成すること。提案書は、別紙「出水市病院事業人事給与就業システム調達公募型プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）の評価項目に沿って作成すること。

なお、今後就業システムの更新を予定している。

- ① 1 者 1 提案とする。
- ② A 4 サイズ両面印刷とし、ページ番号を記載すること。
- ③ 表紙、裏表紙及び目次を含み、15 枚（30 ページ）以内とする。

エ 業務実績（様式 6）

業務実績の内容が確認できる書類（決算書、財務三表、契約書の写し等）を添付する。なお、公告日までの成果物で提出可能なものがあれば提出すること。

オ 導入スケジュール（任意様式）

履行開始までのスケジュールを示すこと。

カ 会社概要書（任意様式）

主要業績、直近の経営現況等を A 4 サイズ 1 ページにまとめること。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 8 部

※ 正本については、商号又は名称、代表者又は受任者の職及び氏名を記載のうえ、届出印を押印すること。副本は、商号など類推できる表現を記載しないこと。

(3) 提出期限 令和 8 年 9 月 2 日（水）午後 5 時

(4) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）

郵送の場合は、提出期限までに担当部署へ到着したものに限る。

※直接持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

(5) 提出場所 出水総合医療センター事務部総務課総務係

(6) その他 企画提案書等は A 4 ファイルに綴じ、ページ番号や口取紙を貼るなど見やすい工夫をすること。

1.6 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準 別紙「審査基準」のとおり

(2) 審査方法

審査に当たっては、出水市病院事業人事給与就業システム調達事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、「審査基準」に基づき第1次審査（企画提案書を除く書類審査）及び第2次審査（企画提案書審査、プレゼンテーション、質疑応答）を行い、事業者を選定する。なお、参加表明者が1事業者であった場合でも、事業者の選定は有効とする。

(3) 第1次審査

審査内容

「審査基準」に基づき、提出書類の内容を評価項目ごとに審査し、第2次審査（企画提案書審査、プレゼンテーション、質疑応答）の参加事業者を原則上位3業者選定する。ただし、最低基準点（配点の6割）を下回る者は選定の対象外とする。

(4) 第2次審査

ア 実施日

令和8年9月11日（金）

イ 出席者

3人以内

ウ 審査内容

プレゼンテーション（30分以内：プレゼンテーションの準備に要する時間を含む。）及び企画提案書等に関する質疑応答（20分以内）を実施し、「審査基準」に基づき評価を行う。

プレゼンテーションの際にプロジェクター等を使用することはできるが、その際の説明内容は、提出された企画提案書等に記載されている内容のみとなる。なお、スクリーン、プロジェクター及び延長コードは当医療センターが準備するが、それ以外（パソコン等）は、参加事業者が準備すること。事前にプレゼンテーション会場の映像機器や配線等を確認したい場合は総務課総務係に連絡すること。

エ 最優秀提案者の決定

第1次審査と第2次審査の合計の最高得点者を最優秀提案者として選定する。

オ 審査結果

審査結果は、令和8年9月18日（金）までに、第2次審査の参加事業者に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛にメールで通知する。

また、当院のホームページにおいて公表する。

1.7 契約手続

1.6の(4)のエで選定された最優秀提案者と契約の手続を進める。ただし、最低基準点（第1次審査及び第2次審査の配点合計の6割）を下回る者は選定の対象外とする。

1.8 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、返却しないこととする。
- (2) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲内において複製することがある。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、無断で使用することはない。

1.9 失格

参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (2) 審査の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかったとき。
- (5) 見積金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が6事業上限額を超えているとき。

2.0 選定結果の通知

選定結果は、書面にて個別に通知する。なお、決定に対する異議

は一切認めない。

2 1 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限の経過後は、参加表明書、企画提案書等の提出、再提出及び差替えを認めない。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、出水市情報公開条例（平成18年出水市条例第16号）の規定に基づく公文書の開示請求の対象となる。
- (4) 参加表明書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。
- (5) 電子メール等の通信事故については、当医療センターはいかなる責任も負わない。

出水市病院事業人事給与就業システム調達 公募型プロポーザル審査基準

第 1 次審査（事業者の評価）

No	審査項目	審査基準
1	業務実績	本業務遂行にあたり、十分な実績や類似業務の経験はあるか。
2	実施方針 ・実施行程	業務の全体及び個別のスケジュールが適切であるか。
3	実施体制	確実かつ効率的な業務遂行に必要な実施体制・管理体制は確保できるか。
4	見積金額	業務内容に照らし、見積金額は妥当か
合 計		

※第 1 次審査において第 2 次審査の参加事業者を原則上位 3 業者選定する。
ただし、最低基準点(配点の 6 割)を下回る者は選定の対象外とする。

第 2 次審査（提案内容の評価）

No	審査項目	審査基準
1	適合性	本業務の趣旨や目的、現状や課題を的確に捉えた提案となっているか。
2	実現性	実現性の高い提案、取り組み方法となっているか。
3	具体性	基本計画の内容を踏まえた、具体的な提案となっているか。
4	発想力	仕様書に示した業務水準に加えて、新たな視点や業務の目的をより効果的に達成し得る提案等がしめされているか。
5	合理性	経済的に合理性のある提案となっているか。
合 計		

※第 1 次審査及び第 2 次審査の総合計が最低基準点(配点の 6 割)以上の参加事業者のうち、総合計が最も高い事業者を最終優秀提案者として選定する。